

○東京国際大学大学院学則

昭和 59 年 4 月 1 日 制定
最近改正 2019 年 10 月 24 日

第 1 章 目的

(目的)

第 1 条 この学則は、東京国際大学学則第 10 条により、東京国際大学大学院(以下「本大学院」という。)に関し、必要な事項を定める。

2 本大学院は、専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、人類の福祉と文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第 1 条の 2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価については、別に定める。

(課程)

第 2 条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 本大学院修士課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うこととする。

3 本大学院博士課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第 2 章 研究科の組織及びその目的

(組織)

第 3 条 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

商学研究科 博士課程(前期) 商学専攻

商学研究科 博士課程(後期) 商学専攻

経済学研究科 博士課程(前期) 経済学専攻

経済学研究科 博士課程(後期) 経済学専攻

国際関係学研究科 修士課程 国際関係学研究専攻

臨床心理学研究科 博士課程(前期) 臨床心理学専攻

臨床心理学研究科 博士課程(後期) 臨床心理学専攻

(研究科の目的)

第 3 条の 2 前条に定める各研究科の人材養成及び教育研究上の目的は、次の各号のとおりとする。

(1) 商学研究科は、専門領域の深化と学際的研究・教育を通じて商学・経営情報・会計学・租税法の専門家を養成する。

- (2) 経済学研究科は、経済理論研究と実証分析能力の開発により創造性豊かな専門的職業人と研究者を養成する。
- (3) 國際關係学研究科は、理論と応用の両面において総合的・科学的な知識と政策展開能力を備えた専門家を養成する。
- (4) 臨床心理学研究科は、心理臨床の理論と実践を通じて臨床心理学の専門家を養成する。
- (収容定員)

第4条 本大学院各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
商学研究科 博士課程(前期)	商学専攻	30	60
商学研究科 博士課程(後期)	商学専攻	3	9
経済学研究科 博士課程(前期)	経済学専攻	20	40
経済学研究科 博士課程(後期)	経済学専攻	3	9
國際關係学研究科 修士課程	國際關係学研究専攻	20	40
臨床心理学研究科 博士課程(前期)	臨床心理学専攻	25	50
臨床心理学研究科 博士課程(後期)	臨床心理学専攻	2	6

第3章 修業年限、在籍期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第5条 修士課程の標準修業年限は2年とし、博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

第5条の2 削除

(在籍期間)

第6条 修士課程及び博士課程(前期)においては4年、博士課程(後期)にあっては6年を超えて在籍することはできない。ただし、在籍期間の計算にあたっては、第32条の休学期間は、在籍期間に算入しない。

(学年)

第7条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

2 前項に定める学年の途中においても、次条に定める学期の区分に従い、学生を入学させ及び修了させることができる。

(学期)

第8条 1年度を2学期に分け、それぞれを春学期(セメスター)、秋学期(セメスター)と称する。各学期の始期及び終期は、毎年度の学年暦をもって定める。但し、学長は授業の開始終了について、変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。ただし、休業日でも授業をし、又は試験を行うことがある。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 本学の創立記念日 10月23日
- (4) 夏期休業 8月1日から8月31日まで
- (5) 冬期休業 12月25日から3月31日まで

2 臨時の休業日及びその他の変更については、その都度これを定める。

第4章 授業科目・単位及び履修方法

(研究科の教育)

第10条 各研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

2 各研究科において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある。

(授業科目)

第11条 各研究科に開設する授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の計算)

第12条 授業科目に対する単位の計算方法は、東京国際大学学則第14条第1項第1号及び第2号の規定を準用する。

(履修)

第13条 授業科目の選択に当たっては、予め指導教員の指導を受け、履修の届け出を行うものとする。

2 授業科目の履修については、別に定める各「研究科履修規程」による。

(他研究科等の授業科目の履修)

第14条 各研究科が教育研究上必要があると認めたときは、別表1に定める授業科目のほか、各研究科が認める本大学院の他研究科又は他の大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項により修得した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で各研究科の課程修了の要件となる単位として認める。

3 第1項及び第2項の規定は、外国の大学の大学院に留学する場合及び外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合にも準用する。

4 後学期入学生が本大学院の他研究科の通年の授業科目を履修する場合は、原則として翌年4月に開講される授業科目から履修しなければならない。

(学部授業科目の履修)

第15条 教育研究上必要があると認めたときは、各研究科は、本学学部の授業科目を履修

させることができる。

- 2 前項により修得した学部の単位は、研究科の課程修了の要件となる単位とはしない。
- 3 科目履修料は、科目等履修生規程に定める金額とするが、8 単位を限度として免除する。また、登録料はこれを免除する。

(入学前の既修得単位の認定)

第 16 条 本大学院研究科が教育研究上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、10 単位を超えない範囲で本大学院研究科において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により、本大学院研究科において修得したものとみなすことができる単位数は、第 14 条第 2 項及び第 3 項により各研究科の課程修了の要件となる単位数と合わせて 10 単位を超えないものとする。

第 17 条 削除

第 5 章 課程修了の認定

(試験)

第 18 条 履修科目については試験を行う。試験は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとする。

- 2 病気その他やむを得ない事由のため試験を受けられなかった者には、願い出により追試験を行うことがある。

3 成績の評価は、A (96 点以上 100 点), A- (92 点以上 95 点), B+ (88 点以上 91 点), B (84 点以上 87 点), B- (80 点以上 83 点), C+ (76 点以上 79 点), C (72 点以上 75 点), C- (68 点以上 71 点), D+ (64 点以上 67 点), D (60 点以上 63 点), F (59 点以下) の 11 種類とし、A～D を合格とし所定の単位を与え、F は不合格とし単位を与えない。

(課程の修了)

第 19 条 本大学院の修士課程又は博士課程(前期)の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた上、別表 2 に定める所定の単位を修得し、修士の学位論文審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 前項に規定する在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。これに関する規程は、学長が別途定める。

3 本大学院の博士課程(後期)の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた上、別表 2 に定める所定の単位を修得し、博士の学位論文審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程、博士課程(前期)又は専門職学位課程における在学期間を含み大学院に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

- 4 前項のただし書きにかかわらず、本大学院学則第 25 条第 2 項により、大学院入学資格に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められ入学し

た者の在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(最終試験)

第20条 最終試験は、学位論文を中心として筆記又は口頭により行う。

第6章 学位の授与

(学位)

第21条 就学管理委員会において第19条に定める要件を充たしたと認められる者に対し、学長より学位を授与する。

(学位の種類)

第22条 大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

商学研究科 博士課程(前期) 商学専攻 修士(商学)

商学研究科 博士課程(後期) 商学専攻 博士(商学)

経済学研究科 博士課程(前期) 経済学専攻 修士(経済学)

経済学研究科 博士課程(後期) 経済学専攻 博士(経済学)

国際関係学研究科 修士課程 国際関係学研究専攻 修士(国際関係学)

臨床心理学研究科 博士課程(前期) 臨床心理学専攻 修士(心理学)

臨床心理学研究科 博士課程(後期) 臨床心理学専攻 博士(心理学)

(学位論文)

第23条 修士及び博士の学位論文の提出、その審査及び最終試験については、別に定める「東京国際大学学位規程」による。

2 第19条第2項の規定に基づき、1年以上の在学期間で修了が認められる者については、当該研究科の指定する期日までに修士論文を提出し、その審査及び試験に合格しなければならない。これについては「東京国際大学学位規程」の定めによる。

第7章 入学、編入学、転学、留学、休学、退学、除籍、科目等履修生及び研究生

第24条 削除

(入学資格)

第25条 本大学院修士課程及び博士課程(前期)に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が定める基準を満たす専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所

定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めた者

(7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 本大学院博士課程(後期)に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願)

第 26 条 入学志願者は、別に定める入学検定料を添え、指定期日までに所定の必要書類を提出しなければならない。

(入学試験)

第 27 条 入学志願者に対しては、書類選考並びに入学試験を行う。

2 入学試験に合格した者の所定の手続きの完了をまって、学長はこれに入学の認証を与え入学を許可する。

(入学手続き)

第 28 条 入学を許可された者は、速やかに所定の書類を提出しなければならない。

(編入学)

第 29 条 他大学の大学院から編入学を志望する者に対して、受け入れの余裕がある場合に限り、選考の上入学を許可することがある。

(転学)

第 30 条 他大学の大学院に転学を希望する者は、事前に許可を受けなければならない。

(留学)

第 31 条 学生は、学長の承認を受けて在学中外国の大学に留学し学修することができる。

2 前項の留学の取り扱いについては別に定める。

(休学及び復学)

第 32 条 病気又はやむを得ない事由により休学を願い出る者に対してこれを許可することがある。ただし、休学許可の有効期限は当該年度限りとする。

2 休学は、願い出により許可された者に限り、さらに1か年延長することができる。

3 休学者が復学しようとする場合は、許可を受けなければならない。

4 休学中の者も学費を納入しなければならない。ただし学費減免の取り扱いについては別に定める。

(退学)

第33条 退学しようとする者は、その理由を付し事前に許可を受けなければならない。

2 前項による退学者が再入学を希望する場合は、これを許可することがある。

(除籍)

第34条 次の各号の一に該当する者は、除籍とする。

- (1) 理由なく指定期日までに学費を納入しない者
- (2) 所定の休学期間終了後も復学しなかった者
- (3) 最長在籍年限を超えた者
- (4) 本学からの再三の連絡、呼び出し等に応じない者又は行方不明となった者
- (5) その他本学の定める所定の手続きを怠った者

2 前項による除籍者については、原則として再入学を認めない。

3 除籍者の復籍については、別に定める。

(科目等履修生)

第35条 本大学院の学生以外の者で本大学院研究科における授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、その者の学力を考查し、科目等履修生として受け入れることがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第36条 本大学院の学生以外の者で本大学院研究科において特定事項の研究を希望する者(他大学の大学院又は企業・公共団体等からの委託によって一定期間指導教員の指導を受け、特定事項の研究に従事する者を含む。)があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、その者の学力を考查し、研究生として受け入れを許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第37条 削除

第8章 納入金

(入学時納入金)

第38条 入学を許可された場合は、別に定める入学金及び学費を指定期日までに納入しなければならない。

2 入学手続きを完了した者が、指定期日までに入学辞退を申し出た場合は、入学金を除き学費を返還する。

(学費)

第38条の2 本大学院在学者の学費は、指定期日までに納入しなければならない。

2 既納の納入金は、指定期日までに休学又は退学の申し出があった場合、別の定めにより返還することがある。

(納入金の減免等)

第39条 学費減免の取り扱いについては、別に定める。

(受講料等)

第 40 条 科目等履修生及び研究生は、別に定める受講料及び諸費の総額を指定期日までに納入しなければならない。

2 既納の受講料等は、理由の如何にかかわらずいつさい返還しない。

第 9 章 賞罰

(表彰)

第 41 条 人物及び学業に優れ他の学生の模範と認められる者に対して、常務会の議を経て学長がこれを表彰することがある。

(懲戒)

第 42 条 学生が法令、大学院学則その他諸規則に違反した場合及び建学の精神である公徳心に反する行為を行なった場合は、就学管理委員会の意見を徵し、常務会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び処分退学とする。

3 懲戒の判断に当たっては別に定める「東京国際大学学生懲戒判断基準」に、懲戒の手続き等については別に定める「学生の懲戒に関する規程」に、それぞれよるものとする。

(処分退学)

第 43 条 次の各号の一に該当する者は、処分退学とする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱す等、学生としての本分に反した者

2 前項による処分退学者については、再入学を認めない。

第 10 章 奨学金

(奨学金)

第 44 条 特に学術優秀な者には、本学奨学金を給付する。

2 奨学金の給付については、別に定める。

第 11 章 教員及びその組織

(教員)

第 45 条 本大学院各研究科に研究科長を置く。

2 本大学院の教員は、本学の教授、准教授、専任講師及び助教をもってこれに充てる。このほか客員教員及び非常勤講師を置くことができる。これらについては別に定める。

(研究科委員会)

第 46 条 各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の組織及び運営については別に定める。

(教授会)

第 47 条 本学大学院は、教育及び研究に関する次の事項について学長に対し意見具申する

ため、大学と共に機能別教授会を置く。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を徴することが必要なものとして
学長が定める事項

第 48 条 削除

第 12 章 事務組織

(事務組織)

第 49 条 本大学院の事務組織及びその組織については別に定める。

第 13 章 改廃手続き

(改廃)

第 50 条 この学則の改廃は、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。但し、文部科学大臣の認可を要する事項の変更については、当該認可を受けなければその効力を生じない。

第 14 章 雜則

(東京国際大学学則の適用)

第 51 条 この学則において特に定めのない事項については、「東京国際大学学則」の例による。

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 改正後のこの学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては、本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

改正後のこの学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 改正後のこの学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては、本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 改正後のこの学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては、本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

改正後のこの学則は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

改正後のこの学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 改正後のこの学則は、平成6年4月1日から施行する。

2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては、本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成7年4月1日から改正施行する。

2 改正学則施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、休業日については、第6条の規定による。

3 改正学則施行日前から商学研究科博士課程の後期又は前期に在学する学生が、別表1に記載する授業科目のうち保険論特殊研究又は経営組織論研究を履修し、単位を修得したときは、その単位は別表2に定める必要修得単位数に含めることができる。

附 則

1 この学則は、平成8年4月1日から改正施行する。

2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から改正施行する。

2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から改正施行する。

2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成11年4月1日から改正施行する。

2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から改正施行する。

2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 第 25 条(入学資格)第 1 項第 4 号の規定については、平成 21 年度入学を志願する者から適用する。
- 3 第 38 条(入学時納入金)別表 3 の規定については、平成 21 年度入学を志願する者から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。

2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第7条(学年)第1項及び第2項、第8条(学期)並びに第15条(学部授業科目の履修)の規定については、改正学則の施行日前から在学する学生に対しても適用する。

附 則(平成24年4月1日)

1 この学則は、平成24年4月1日から改正施行する。

2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第15条(学部授業科目の履修)の規定については、改正学則の施行日前から在学する学生に対しても適用する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から改正施行する。

2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第11条(授業科目)別表1 経済学研究科博士課程(前期)経済学専攻に規定する授業科目「共同演習」の履修については、改正学則の施行日前から在学する学生に対しても適用する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から改正施行する。

2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 本改正学則の施行により学生募集が停止される社会学研究科は、平成26年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまで存続するものとし、改正前学則の当該研究科に係わる諸規定が引き続き適用されるものとする。

4 第42条(懲戒)第3項の規定は、改正学則の施行日前から在学する学生についても適用する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第17条(教育職員免許状)の削除に係る本学則改正の施行日前から在学する学生については、改正前学則の第17条が引き続き適用されるものとする。

附 則

この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 28 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正学則は、平成 28 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、2016 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生については、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、2017 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正学則のうち第 15 条第 3 項に係る改正は、当該改正の施行日前から在学する学生についてはこれを適用せず、なお従前の例による。
- 3 この改正学則の別表 3 のうち入学検定料については、施行日前に実施される 2017 年 4 月入学に係る志願者の入学検定に遡ってこれを適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、2017 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては、この改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正学則は、2017 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、2017 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この改正学則は、2017 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この改正学則は、2018 年 4 月 1 日から施行する。但し、大学院商学研究科博士課程（前期）イングリッシュ・トラックに係る改正については、その施行日を 2018 年 9 月 1 日とする。
2. この改正学則の施行日前から在学する学生については、改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1. この改正学則は、2018年10月25日から施行する。
2. 前項にかかわらず、別表1 商学研究科博士課程（前期）商学専攻 イングリッシュ・トラック及び別表1 国際関係学研究科修士課程国際関係学専攻 イングリッシュ・トラックに係る改正は、2018年9月1日から施行する。

附 則

1. この改正学則は、2019年4月1日から施行する。
2. 前項にかかわらず、別表1 臨床心理学研究科博士課程（前期）臨床心理学専攻 に係る改正は、改正学則の施行日前から在学する学生に対してはこれを適用せず、なお従前の例による。

附 則

1. この改正学則は、2019年9月1日から施行する。
2. 前項にかかわらず、別表1 臨床心理学研究科博士課程（前期）臨床心理学専攻 に係る改正は、2019年3月31日以前から在学する学生に対してはこれを適用せず、なお従前の例による。

附 則

この改正学則は、2019年6月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、2019年9月1日から施行する。

別表1 (第11条)

商学研究科 博士課程(前期) 商学専攻

商学研究科 博士課程(後期) 商学専攻

別表1(第11条)

商学研究科 博士課程(前期) 商学専攻 イングリッシュ・トラック

授業科目の区分	授業科目	単位
Foundation Courses	Business Mathematics №1	0
	Business Statistics	0
Basic Courses	Quantitative Research Method	2
	Development Economics	2
	International Finance	4
	Corporate Finance (includes Accounting)	4
	Human Resource Management and Entrepreneurship	4
Digital Marketing	Consumer Behavior and Sustainability	4
	Social Media Marketing	4
	Digital Marketing(VR/AR Thinking)	4
Digital Marketing Practicum	Big Data and Analytics	4
	Practicum in Development Economics	2
Digital Technologies and Business	Artificial Intelligence and Intelligent Product Development	4
	Implementing Blockchain Technologies	4
	Deep Learning and Python for Business Applications	4
	Data Security and Encryption Technologies	4
Entrepreneurship	Entrepreneurship Strategy	2
	Innovation Management and Open Innovation	4
	Institutions and Business Transformation	2
	New Product Development (AR/MR Based)	4
	Project Management	4
	Operations Management and Digital Business Strategies	4
Entrepreneur Practicum	Inclusive Business Practicum	2
	Entrepreneurship Strategy Practicum	2
MS Thesis	MS Thesis (Honor)	2
	MS Thesis	2

商学研究科博士課程(後期)商学専攻イングリッシュ・トラック

授業科目	単位数
Innovation Systems	4
Digital Strategy	4
Innovation Management	4
Machine Learning	4
Big Data Analytics	4
Financial Modeling	4
Social Networks	4
PhD Thesis Seminar	2

別表1(第11条)
経済学研究科 博士課程(前期)経済学専攻

授業科目の区分	研究科目の種類	授業科目	単位数	
主要科目	第1学群経済理論・歴史・実証基礎科目	理論経済学	ミクロ経済学研究A ミクロ経済学研究B ミクロ経済学研究ワークショップA ミクロ経済学研究ワークショップB マクロ経済学研究A マクロ経済学研究B マクロ経済学研究ワークショップA マクロ経済学研究ワークショップB 経済社会思想史研究A 経済社会思想史研究B	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
		経済史	経済史研究A 経済史研究B 西洋経済史研究A 西洋経済史研究B	2 2 2 2
		計量経済学	計量経済学研究A 計量経済学研究B 計量経済分析ワークショップA 計量経済分析ワークショップB 統計学研究	2 2 2 2 2
		経済統計学	経済統計研究ワークショップ	2
		経済政策・公共経済学	公共経済学研究A 公共経済学研究B	2 2
	第2学群経済政策研究科目	財政学	財政学研究A 財政学研究B	2 2
		金融経済	金融経済論研究A 金融経済論研究B	2 2
		社会・労働経済学	労働経済論研究A 労働経済論研究B 社会保障論研究A 社会保障論研究B	2 2 2 2
		日本経済・産業組織論	日本経済論研究A 日本経済論研究B 産業組織論研究A 産業組織論研究B	2 2 2 2
		国際経済学	国際貿易論研究A 国際貿易論研究B 国際金融論研究A 国際金融論研究B 国際経済研究ワークショップA 国際経済研究ワークショップB	2 2 2 2 2 2
主要科目	第3学群国際経済研究科目	経済開発論	経済開発論研究A 経済開発論研究B 経済開発研究ワークショップA 経済開発研究ワークショップB	2 2 2 2
		地域経済論	地域経済論研究A 地域経済論研究B 地域経済研究ワークショップA 地域経済研究ワークショップB	2 2 2 2
		演習	演習I 演習II 演習III	2 2 2
	研究			

	指導・演習	演習IV 共同演習	2
		共同演習ワークショップI	1
		共同演習ワークショップII	1
		共同演習ワークショップIII	1
		共同演習ワークショップIV	1
特別科目		英語文献講読演習A 英語文献講読演習B 租税法研究A 租税法研究B	2 2 2 2

経済学研究科 博士課程(後期)経済学専攻

区分	研究科目の種類	授業科目	単位
主要科目	第1群 経済史・実証分析理論研究・経済	理論経済学	マクロ経済学上級研究 ミクロ経済学上級研究
		経済史	経済史上級研究
	第2群 経済政策研究	計量経済学・統計学・実証分析	計量経済学上級研究 計量経済分析上級ワークショップ 統計学上級研究 経済統計理論上級研究
		経済政策	公共経済上級研究 財政学上級研究 金融政策論上級研究 労働経済研究上級ワークショップ 社会保障論上級研究
		日本経済研究	日本経済研究上級ワークショップ
	第3群 経済研究・国際開発研究	国際経済学	国際経済学上級研究 国際経済研究上級ワークショップ
		経済開発論	経済開発論上級研究 経済開発研究上級ワークショップ
		地域経済論	地域経済研究上級ワークショップ
	研究指導・上級演習	上級演習I 上級演習II 上級演習III 上級演習IV 上級演習V 上級演習VI	2 2 2 2 2 2

別表1(第11条)

国際関係学研究科 修士課程 国際関係学研究専攻

授業科目	単位	授業科目	単位	
国際政治学研究A	2	B群 国際地域研究	北東アジア地域研究A	2
国際政治学研究B	2		北東アジア地域研究B	2
政治思想研究A	2		アジア太平洋地域研究A	2
政治思想研究B	2		アジア太平洋地域研究B	2
国際法研究A	2		中東地域研究A	2
国際法研究B	2		中東地域研究B	2
国際経済学研究A	2		ヨーロッパ地域研究A	2
国際経済学研究B	2		ヨーロッパ地域研究B	2
国際金融論研究A	2		アメリカ地域研究A	2
国際金融論研究B	2		アメリカ地域研究B	2
国際開発論研究A	2		国際報道論研究A	2
国際開発論研究B	2		国際報道論研究B	2
国際経営学研究A	2		放送ジャーナリズム論研究A	2
国際経営学研究B	2		放送ジャーナリズム論研究B	2
国際理解論研究A	2	C群 メディア・言語専門科目	国際広報戦略論研究A	2
国際理解論研究B	2		国際広報戦略論研究B	2
国際協力論研究A	2		言語コミュニケーション論研究A	2
国際協力論研究B	2		言語コミュニケーション論研究B	2
地域紛争論研究A	2		国際実務研究	2
地域紛争論研究B	2		学外実習(I)	2
世界環境論研究A	2	D群 国際特講	学外実習(II)	2
世界環境論研究B	2		演習I・II 1年次	2+2
国際NGO論研究A	2		演習III・IV 2年次	2+2
国際NGO論研究B	2			

別表1(第11条)

国際関係学研究科 修士課程 国際関係学研究専攻 イングリッシュ・トラック

授業科目		単位	授業科目	単位
Group R Methodology	Quantitative Research Methods	2	Group B Regional Studies	Chinese Politics and Foreign Policy 2
	Qualitative Research Methods	2		International Relations of the Pacific Rim 2
	Global Politics	2		Japanese Politics and Foreign Policy 2
	International Law	2		International Relations of the Middle East 2
	International Political Economy	2		International Relations of Asia 2
	International Organizations	2		Japanese Economy 2
	Global Economy	2		Japanese Popular Culture 2
	International Development	2		U.S. Politics and Foreign Policy 2
	International Cooperation	2		International Relations of Europe 2
	International Integration	2		International Relations of South Asia 2
Group A Functional Studies	Global Finance	2	Group C MA Thesis Seminar	Seminar I・II 1st Year 2+2
	International Security	2		Seminar III・IV 2nd Year 2+2
	Comparative Culture	2		
	Comparative Politics	2		
	Political Economy of Development	2		
	Public Diplomacy	2		
	Human Rights	2		
	Human Security	2		
	Maritime Safety and Security	2		
	Regional Conflict Resolution	2		
	Resource Politics	2		
	Theories of International Relations	2		

臨床心理学研究科 博士課程（前期）

臨床心理学専攻

授業科目		単位
必修科目	臨床心理学特論	4
	心理実践実習C (臨床心理面接概論)	2
	臨床心理面接特論I 心理支援に関する理論と実践 (臨床心理面接特論II)	2
	臨床心理査定特論	4
	臨床心理基礎実習	2
	臨床心理実習I	1
	心理実践実習D (臨床心理実習II)	1
	心理実践実習E (学外実習)	2
	演習1	2
	演習2	2
選択科目	[臨床心理学分野]	
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践(家族力動論特論)	2
	発達臨床学特論 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開 (犯罪心理学特論)	2
	イメージ療法特論	2
	精神分析学	2
	心理療法特論1	2
	心理療法特論2	2
	心理療法特論3	2
	教育分野に関する理論と支援の展開 (学校臨床心理学特論)	2
	臨床心理学講読	2
	心理実践実習A(臨床心理学実践学実習)	2
	心理的アセスメントに関する理論と実践 (臨床心理査定実習)	2
	[精神医学分野]	
	保健医療分野に関する理論と支援の展開(精神医学特論)	2
科目	心の健康教育に関する理論と実践(医学的心理学特論)	2
	心理実践実習B (病院臨床特論)	2
	[基礎心理学分野]	
科目	産業・労働分野に関する理論と支援の展開 (社会心理学特論)	2
	心理学研究法特論	4
	心理学統計法特論	4
	発達心理学特論	2
	福祉分野に関する理論と支援の展開 (福祉心理学特論)	2
[学校教育に係る分野]	[学校教育に係る分野]	
	学校教育学特論	2

臨床心理学研究科 博士課程（後期）

臨床心理学専攻

授業科目		単位
主要科目	精神分析学研究	4
	精神医学研究	4
	臨床心理学研究	4
	心理療法研究	4
	家族力動論研究	4
	分析心理学研究	4
	上級演習1	2
	上級演習2	2
選択科目	上級演習3	2
	人格心理学研究	4
	社会的行動論研究	4
	外書講読研究	4

別表2 (第19条)

研究科	専攻	在学期間	必要修得単位数
商学研究科 博士課程(前期) 博士課程(前期)	商学専攻	2年(標準)	32単位
商学研究科 イングリッシュ・トラック	商学専攻	2年(標準)	40単位
商学研究科 博士課程(後期) 博士課程(後期)	商学専攻	3年(標準)	20単位
商学研究科 イングリッシュ・トラック	商学専攻	3年(標準)	18単位
経済学研究科 博士課程(前期)	経済学専攻	2年(標準)	32単位
経済学研究科 博士課程(後期)	経済学専攻	3年(標準)	20単位
国際関係学研究科 修士課程	国際関係学研究専攻	2年(標準)	32単位
臨床心理学研究科 博士課程(前期)	臨床心理学専攻	2年(標準)	40単位
臨床心理学研究科 博士課程(後期)	臨床心理学専攻	3年(標準)	18単位